

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンのお取引様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言いたします。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先様を通じて、その先のお取引様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、お取引様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また当社はワクチン接種を含めた感染症予防施策について、お取引先様や近隣企業の方も含めた活動を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、お取引様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1) 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合にも、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2) 手形などの支払条件

下請代金は、要請があった場合は可能な限り現金で支払うことを協議します。

3) 知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引様の知的財産権やノウハウに関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

4) 働き方改革等に伴う しわ寄せ

働き方改革等が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するように努めます。

3. その他

当社は、「振興基準の遵守」を推進する為、社内教育の実施や、お取引先様とのコミュニケーションを継続的に実施して参ります。

2022年10月13日

日産工機株式会社 代表取締役社長 前岡 輝繁